兵庫地方最低賃金審議会
第１回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 24 日（月） ９時 01 分～10 時 46 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	清田委員、庭本委員
労働者委員	片山委員、細川委員、堀井委員
使用者委員	伊藤委員、松本委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○安積賃金室長

ただ今から、第１回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、山口委員、榮永委員が御欠席で、片山委員も少し遅れて来られるとお聞きしておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましては議事を公開することとしております。傍聴希望者が１名いらっしゃいますので、傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきたいと思っております。

審議に入ります前に、労働基準部長より、御挨拶を申し上げます。

（片山委員、途中出席）

○丸山労働基準部長

皆さん、おはようございます。

本日は御多忙の中、兵庫県の第１回電子部品等製造業最低賃金専門部会に御出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より労使双方それぞれの立場におい

て地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上に御尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表します。特定最低賃金は、関係する産業における労働条件の改善や人材確保、更には産業の健全な発展を支える重要な役割を担っております。近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など労使を取り巻く環境も大きく変化しております。こうした中、特定最低賃金は単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、特定最低賃金は、現場を最もよく知る労使双方が主体となって産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度でございまして、労使のイニシアティブが何よりも重要でございます。

委員の皆様には専門的な知見と豊富な経験を活かしながら実りある議論を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、これから審議いただく特定最低賃金の審議結果が、関係する産業の発展と働く方々のより良い環境作りにつながることを期待いたしまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ御紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元にお配りしております資料１ページ目に添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○清田委員

公益側委員において事前に打合せをしております。部会長には山口委員を、部会長代理には庭本委員を推薦することで調整を終えていますので、この２名の方を推薦したいと思います。

○下風賃金指導官
　ただ今、部会長に山口委員、部会長代理に庭本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員
　異議なし。

○下風賃金指導官
　ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、部会長に山口委員、部会長代理に庭本委員が選出されたものと確認いたします。
　それでは、この後の議事進行につきましては、本来、部会長にお願いさせていただくところですが、本日は御欠席ですので、部会長代理の庭本委員にお願いさせていただきます。よろしくお願いします。

○庭本部会長代理
　部会長代理に選出されました庭本です。慎重審議に努めてまいります。よろしくお願いします。
　はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
　労働者側の委員はどなたにされますか。

○堀井委員
　堀井でお願いします。

○庭本部会長
　はい。使用者側は、どなたにされますか。

○伊藤委員
　伊藤でお願いします。

○庭本部会長代理
　それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と堀井委員、伊藤委員とすることとします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
　異議なし。

○庭本部会長代理

それでは、次の議題（２）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえて、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい。事務局から御説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、現在９件の特定最低賃金の設定がございます。

お手元にカラーの Ａ３版のリーフレットがございますのでこれを広げて御覧いただければと思います。こちらの「兵庫県の最低賃金」と題したリーフレットですが現在の兵庫県の地域別最低賃金とともに、その下の四角枠に現在設定されている特定最低賃金を一覧としたものとなります。この特定最低賃金につきましては、その真ん中の四角で囲んである表にございますように、地域別最賃である兵庫県の最賃 1,116 円を上回る時間額が設定されている６業種を掲載しております。その四角枠の下に、太字で書いてあるところを御覧いただきますと、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種は兵庫県の最賃の適用となっていることを御確認いただけると思います。

また、特定最賃につきまして補足で説明させていただきますと、この真ん中の四角で囲んである表の一番右端の枠を御覧いただきたいと思います。「適用除外する労働者」の欄がございます。この欄のところにございますとおり、各業種で賄いとか軽易な業務等について適用除外となっております。また、その四角の表の下のところに小さい字で（注１）（注２）（注３）（注４）とありますけれども、この部分の（注３）と（注４）を御覧いただきたいと思います。「18 歳未満又は 65 歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」及び「雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの」がそれぞれ適用除外となっていることに御留意いただければと思います。

そのうち、今年につきましては、6月 29 日から７月３日までの間に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。専門部会資料の８ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらを御覧いただきますと、今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめて表にさせていただいております。また、９ページ目を御覧いただきたいのですけれども、電子部品等の業種にかかる部分の申出をいただいた申出書を添付させていただいております。その後ろに９－２、９－３というページ番号をそれぞれ付しておりますけれども、申出された労働組合であったり、労働者数の資料を社名を伏して添付させていただいております。

今回、改正の申出をいただきましたこの電子も含めました、合計７件の特定最低賃

金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと事務局の方で判断させていただきまして、先般７月 13 日の地方最低賃金審議会の本審におきまして、それらの申出について確認を行っていただきました。そのうえで、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正審議についても合わせて行うという諮問をいただいたところとなっております。

資料の 10 ページ目を御覧ください。こちらにその諮問をさせていただいたときの諮問文の写しを添付させていただいております。

少し説明させていただきますと、兵庫県では令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行っておりました。そのうえで改正の必要性ありとなった部分は各専門部会において金額審議のみを行っていたところなんですが、令和２年のコロナ渦の時になるんですけれども、それ以降は各業界事情に通じた専門部会委員に判断を委ねるべきとの委員の意見をいただきまして、各専門部会で改正の必要性の審議と合わせて必要性ありとなった場合は、金額改正の審議も行っていただいているという運びとなっております。

本年も７月の本審におきまして確認されましたが、昨年同様、各専門部会においてその金額改正の必要性の有無にかかる審議から行っていくこととなっております。それと合わせまして特定最低賃金の改正につきまして、少し留意事項がございますので御説明させていただきます。この特定最低賃金の審議については、金額の改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申を行うとともに、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえたうえで、金額改正に至るという形になっております。少し御説明させていただきますと、専門部会資料の２ページ目を御覧いただきたいと思います。２ページ目以降のところが特定最低賃金にかかる審議の流れ等を分かり易く示した説明資料となります。

次の３ページ目を御覧いただきたいんですけれども、この特定最低賃金につきましては、最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているものとなりまして、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づいて、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では現在 223 件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページ目の下半分のところに表がございますので、そこを御確認いただきたいんですけれども、まず右側のところに地域別最低賃金がございまして、こちらは現在ですと兵庫県においては、時間額 1,116 円で、今後は先般答申が行われましたので、10 月１日発効の予定で、1,172 円に改定されるという答申がなされているところとなります。それに対しまして、左側のところに特定最低賃金の表がございまして、こちらを御覧いただきますと、

労使の取組を補完するものとして役割設定されております。右側の地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットという役割・機能でありますが、左側の特定最低賃金につきましては労使の取組を補完するものということを御確認いただけるかと思います。

その審議の流れにつきましては、資料の５ページ目を御覧いただきたいと思います。フロー図を掲載しております。左上のところの関係労使からの申出を受けるというところがこの審議のスタートとなっております。それを受けて労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門部会において金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになっております。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っていただく状況となります。この表で言いますと、右上の「〔必要性〕答申※１」とありますので、ここが本日専門部会で審議を行っていただいているというところとなっております。もう少し補足させていただきますと、「〔必要性〕答申※１」とありまして、その※１が５ページの下側に説明されております。

※１としましては、「特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている」と記載がございます。

もう少しここを掘り下げて御説明させていただきたいと思います。この「議決に至るよう努力するもの」なんですけれども、もう少し細かく御説明させていただきますと、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申では、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし一方、必要性ありとなった場合、金額審議に移っていただくんですけど、その金額審議に関しましては、平成 14 年の中央最低賃金審議会の協議会報告におきまして、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされておりまして、こちらでは「望ましい」が追記されております。このことは全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されているという状況となっております。この部分を取りまとめますと、特定最低賃金につきましては、改正の必要性については全会一致が必須となりまして、その必要性がありとなった場合で、金額の改正決定をしていただく場合は、全会一致が望ましい、つまり場合によっては採決もあり得るという取扱いとなっております。以上のことに御留意いただきながら審議をしていただけたらと思っております。

また、もう少し補足させていただきたいんですけれども、改正の必要性がありとなった場合には、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められております。

つまり、今現在ですと兵庫県最低賃金が 1,116 円、10 月１日以降は 1,172 円となり

ますので、改正決定の必要性ありとなったら、10 月１日以降はその 1,172 円を１円以上は上回らないとダメということになります。さらに、その上限につきましても決まりがありまして、特定最低賃金につきましては申出を行っていただいた最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできないこととなっております。具体的に言いますと、資料の８ページに戻っていただきたいのですが、真ん中あたりに労働協約として金額が赤色で表記している部分がございます。その表の件名に電子部品の欄がございまして、そこを下りていただきますと労働協約（時間額）1,300 円となっていることが御確認いただけると思います。つまり、先程申し上げましたように、1,172 円を超えないといけないし、さらにはその上限は 1,300 円までとなり、それを超えることはできないということになりますので、もし金額審議の段階になりましたら、これらの上限・下限というところも御留意いただきながら、審議を進めていただければと思っております。

事務局からの説明につきましては以上となります。

〇庭本部会長代理

ただ今いただきました説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

〇各委員

（特になし）

〇庭本部会長代理

それでは、兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

〇安積賃金室長

はい。引き続きお手元にお配りしておりますその他の資料について御説明させていただきたいと思います。主には経済概況や雇用状況等の資料を少し多めに添付させていただいております。また、兵庫労働局において実施しました基礎調査の結果についても資料添付させていただいておりますので、その部分は事務局の担当者から私の後にその概要について御説明させていただきたいと思っております。

（以下資料 37 ページから 135 ページまで説明）

資料８　一般職業紹介状況（令和８年６月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業定課　令和８年７月 31 日発表）

資料９　兵庫県金融経済概況（日本銀行神戸支店　2026 年７月 17 日）抜粋

資料 10　毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県　令和８年５月）抜粋

資料 11　兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部　令和８年６月 22 日公表）

抜粋

資料 12　　兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部　令和８年５月速報）抜粋

資料 13,14 連合 2026 春季生活闘争 平均賃金方式 第７回（最終）回答集計結果（連合 2026 年７月３日公表）

資料 15　　「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」集計結果（2026 年６月８日　日本商工会議所・東京商工会議所）

資料 16　　電気機械器具製造業関係最低賃金（令和６，７年度　全国）

○村田労働基準監督官

賃金室の村田です。

私から、基礎調査結果の関係資料について御説明させていただきます。

（以下資料 14 ページから 36 ページまでについて説明）

資料７　　令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○庭本部会長代理

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○庭本部会長代理

それでは、審議を続けさせてください。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになっていて、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合には、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願いします。

まず労使それぞれから、兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせてください。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、もし労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくことにします。

では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○庭本部会長代理
それでは、事務局は別室の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長
はい。では、事務局から御案内させていただきます。
（労使それぞれ、別室で意見調整）

○庭本部会長代理
それでは、審議を再開いたします。
では、改正の申出をされた労側の委員から金額改正の必要性に係る考えをお聞きしたいと思います。
それではよろしくお願いします。

○堀井委員
労働側は堀井から説明させていただきます。労側としましては、先程事務局の方から説明がありましたとおり、資料８ページにありますように改正の申出としましては、労働協約ケースで申出をさせていただきました。また、先程最賃の目的については労使の取組を補完するものと定められておりますので、労働協約で締結されている額と現在の電気最賃の 1,117 円においては一定の差があるということでございますので、労使交渉の手段を持たない未組織労働者へ波及させる必要があると考えております。また、連合の春闘の結果については、人手不足であったり、物価上昇の継続というのがあって、３年連続で５％を超える賃上げが行われている。電機産業におきましても今年の春闘において賃金が大きく引き上がっているということもありますので、労働者側としましては、特定最賃につきましても労働条件の改善ということも含めまして必要性はありと考えております。以上です。

○庭本部会長代理
はい。ありがとうございます。
それでは、次に使用者側委員からお願いいたます。

○松本委員
はい。では、使用者側の松本の方から少し時間をいただきまして使用者側の見解を経済状況等に目を向けながら申し上げたいと思います。経済状況等に目を向けながらお話をさせていただきたいと思います。2026 年の日本経済は、緩やかな回復基調が続く一方で、物価動向や海外経済の下振れリスク等を背景に、今なお不透明感が残る状況にあります。名目 GDP は高水準を維持しているものの、消費については、雇用・所

得環境の改善を背景に持ち直しの動きが続いている一方で、エネルギー価格の上昇、実質賃金の伸び悩み等の影響もあり、力強さには課題が残っていると認識しております。

先程もお話がありました、2026 年の春季交渉では、賃上げの流れが一定程度定着いたしましたが、中小企業への波及や実質賃金の改善という観点では、課題も残る結果となっております。また、すべての企業が十分な原資を確保できている状況にはないものと考えております。

世界経済に目を転じますと、いろいろ報道されていますとおり、為替相場の変動、地政学リスク、供給網の再編、エネルギー価格の変動など、日本経済に様々な影響を及ぼしている要因がございます。また、海外需要の伸び悩み、保護主義的な政策の強まりといったところにしましても、我々の業界であります輸出関連産業にとっては留意すべきリスクであると考えております。

また、電子部品等製造業ですけれども、昨今の生成ＡＩの普及やデータセンター投資、車載電装化の進展などを背景に、一定の底堅さがみられますけれども、やはり、先程申し上げた世界的な状況といった意味でいきますと不透明感が非常に強いという認識です。

一方で、兵庫県内の情勢につきましては、先程御紹介いただきましたので割愛させていいただきたいと思いますけれども、やはり中小企業を中心にコスト上昇分の価格転嫁にはなお難しさが残っている状況と思っております。

最低賃金については、物価上昇局面の中で労働者の生活を支える観点から引上げの必要性が高まっていること自体は我々も重々理解しておりますけれども、最低賃金の影響を受ける労働者が一定程度存在する兵庫県の多くの中小規模事業者にとっては、人件費負担の増加が経営上の大きな課題となっております。昨年度決定された最低賃金の引上げも、中小規模事業者の負担となっている可能性は否定できず、今後も継続的な引上げが重なることによる影響は看過できないものと考えております。

一方でもちろん、企業が人材への投資を通じて生産性向上や魅力ある職場づくりに取り組む必要性というのは理解しておりますし、電子部品等製造業としても、優秀な人材から選ばれる産業であり続けるために、処遇改善の整備に努力していく必要があることは言うまでもございません。しかし一方で、特に中小規模の事業者にとっては、最低賃金の上昇というのは大きな経営リスクということになるかなと理解をしております。

以上、長々とお話ししましたけれども、状況を踏まえまして特定最低賃金に関しては、現時点においては、改正の必要性はないというのが、我々使用者側としての見解でございます。

以上です。

○庭本部会長代理

はい。労側は必要性あり、使側は今お聞きしましたが必要性がないということで御

意見は異なるようですので、ここからは、公益側の方で労使委員それぞれからお話をお聞きすることにしたいと思います。
最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいでしょうか。

○安積賃金室長
では、事務局の方で御案内させていただきます。

（公使会議、公労会議、公益会議）

○庭本部会長代理
では、再開させていただきます。
時間の関係もありますので、本日は、ここで審議を終了して、次回において引き続き審議をしたいと思います。
労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では労側は、特賃の目的であったり、特賃を残すことの意義ということで必要性ありという御意見をいただいております。使用者側に関しては、業界の魅力であったりとかは業界全体で考えていかなければならないということ、それから中小企業に関する経営リスクというところから、必要性はなしという御意見であることから、意見の一致には今日の段階では至りませんでした。
使用者側は今日、榮永委員が御欠席でもありますし、もう少し２回目に議論を深化させていくということも考えられます。労働者側に関しても引き続き、議論を続けていくということがございますので、労使双方、審議を重ねるということでございますので、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。
では次回の日程等について、事務局からよろしくお願いいたします。

○安積賃金室長
はい。事務局より次回の日程について御提案させていただきたいと思います。
次回ですけれども、必要性の審議２回目ということで、９月１日（火曜日）14時は御都合いかがでしょうか。

○各委員
（事務局の提案を了承）

○安積賃金室長
では、事務局としましては、次回９月１日（火曜日）14時からの予定で準備させていただきます。

○庭本部会長代理

では、次回は９月１日（火曜日）14 時からの開催といたします。
次回は、改正必要性審議の２回目ですが、引き続き公開とします。
事務局からは何かございますか。

○安積賃金室長
特にございません。

○庭本部会長代理
本日の審議は、これで終了とします。ありがとうございました。

庭本　佳子

堀井　説也

伊藤　　敦